

特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見(抜粋)

平成12年7月27日
特殊法人情報公開検討委員会

第1 目的

「特殊法人等情報公開法」の目的については、国民主権の理念にのっとり、開示 請求権制度及び情報提供制度を整備することにより、特殊法人等の保有する情報の一層の公開を図り、政府の国民に対する説明責務が全うされるようにすることとする。

(略)

第2 対象法人

国民に対する説明責務を自ら有する法人を対象法人とし、これに該当するかどうかの判断は、法人の設立法の趣旨によることとする。その判断に当たっては、以下 によるものとし、対象法人の名称は、法律の別表に掲げる。

1 特殊法人、独立行政法人又は認可法人であって、設立法において、その理事長を大臣等が任命することとされているもの又は法人に対し政府が出資できることとされているものについては、対象法人とする。

2 ただし、1にかかわらず、次に掲げる特殊法人等については、その設立法の趣旨から次のとおり取り扱う。

(1) (略)

(2) 特殊会社は、原則として対象外とする。ただし、関西国際空港株式会社は、対象法人とし、空港の建設以外の業務に係る文書が空港の建設に係る文書と明確に区分されている場合には、空港の建設以外の業務に係る文書は、開示請求の対象外とする。

(3)～(5) (略)

前記第1の目的を達成するためには、国民に対し、政府の諸活動についての説明責務を自ら有する法人を特殊法人等情報公開法における対象法人とする必要がある。

政府の諸活動は、行政機関のみならず、様々な主体と方法により実施されている。それらの主体のうち、政府の一部を構成すると見られるものは、行政機関と同

様に、その諸活動について国民に対する説明責務を自ら有するものである。

特殊法人等については、各法人の組織、業務内容、国による関与等を規定する法律(独立行政法人にあっては、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)を含む。以下「設立法」という。)が定められているが、政策上の必要性から様々なものが設けられてきており、それらを一律に政府の一部を構成する法人と見ることはできない。政府の一部を構成すると見られるかどうかは、各法人の設立法で定められている組織・制度の趣旨により判断されるものであり、本委員会では上記のとおり判断基準を示した。その上で、法律上、対象法人を明確にし、国民に分かりやすいものとする観点から、対象法人を特殊法人等情報公開法の別表に掲げることとする。

(略)

判断基準の考え方は、次のとおりである。

1 特殊法人、独立行政法人又は認可法人であって、設立法において、理事長等の法人の業務執行に関する最高責任者を大臣等が任命することとされているもの又は当該法人に対し政府が出資できることとされているものは、対象法人とする。すなわち、これらの法人は、設立法が、その組織・制度の最も根幹的な要素に政府が直接参画・関与することを規定していることから、政府の一部を構成すると見られ、政府の説明責務を自ら負う法人と考えられる。

なお、独立行政法人は、独立行政法人通則法において、行政を担う主体として定めている趣旨が明らかであり、また、上記の任命及び出資による基準にも該当することから、すべて対象法人とする。

2 以下の法人は、1の一般的判断基準にかかわらず、設立法の趣旨から、次のとおり取り扱うこととする。

(1) (略)

(2) 特殊会社

特殊会社は、その設立法に基づき業務が法定されているが、政府の任命する設立委員により商法上の手続に従って設立され、商法の適用を受ける法人であり、このことは、民間の経営手法を活用し、営利企業の行動原理にのっとった経営が行われることを前提としている。設立法がこのような株式会社形態をとることとした趣旨から、対象外とする。

しかしながら、関西国際空港株式会社は、株式会社であっても、設立法により政府が株式の50%以上を保有しなければならないとされ、政府として民営化の方針が決定されておらず、株式も公開されていない。また、同社は、空港の建設と運営等の業務を行っているが、政府の出資が専ら空港の建設資金として供給されており、空港の建設は国(運輸大臣)が基本計画を決定し、これに従って会社が建設を行うこととされている。

以上の点にかんがみれば、空港の建設業務については同社は国民に対する説明責務を有するものと考えられ、同社を対象法人とする。

一方、空港の運営等は、他の特殊会社と同様に、株式会社として営利企業の行動原理にのっとり経営が競争の下に行われていることから、国民に対する説明責務の対象とならないため、空港の運営等についての文書が空港の建設についての文書と明確に区分されている場合には、開示請求の対象外とする。(後記「第3 対象文書」参照)

第3 対象文書

開示請求の対象となる文書については、対象法人の職員が組織的に用いるものとして、当該法人が保有している文書とするなど、行政機関情報公開法第2条第2項に準じて規定することとする。

ただし、国民に対する政府の説明責務の対象とならない業務と対象となる業務とを併せて実施している法人においては、対象とならない業務に係る文書が対象となる業務に係る文書と明確に区分される場合には、対象とならない業務に係る文書は、対象外とする。

開示請求の対象となる文書(以下「対象文書」という。)の範囲については、政府の諸活動を説明するために必要十分な範囲とするとの考え方の下に、行政機関情報公開法と同様とする。すなわち、対象文書は、対象法人の職員が組織的に用いるものとして、当該法人が保有している文書であって、電磁的記録も含むものとする。ただし、官報等市販されているもの及び歴史的、文化的な資料等として特別の管理がなされているものは、対象外とする。

対象法人が複数の法人の統合により設けられた法人であって、統合前の一方の法人が、組合員の相互の扶助・救済のための共済事業を専ら行う法人として、統合されていなければ、前記第2の2の(3)に該当し、対象外の法人となるときに、統合されて設けられた法人において共済事業についての文書が共済事業以外の事業についての文書と明確に区分される場合には、当該共済事業についての文書は、対象外とする。

関西国際空港株式会社の業務のうち、空港の運営等は、国民に対する説明責務の対象とならないため、空港の運営等についての文書と空港の建設についての文書とが明確に区分される場合には、空港の運営等についての文書は、対象外とする。(前記「第2 対象法人」参照)